

# 東日本大震災財特法と阪神・淡路財特法 措置比較表 (①施設整備関係)

平成23年5月2日  
内閣府防災担当

## 1. 地方公共団体等に対する特別の財政援助 [24項目(阪神・淡路19項目)]

(注) (3) 公共施設にある公的医療機関と(4)民間施設にある民間医療機関はあわせて1項目としてカウントしている

### (1) 公共土木関係等 [7項目(阪神・淡路6項目)]

東日本大震災財特法				(参考)阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
水道施設の補助特例	3	1/2(予算) 【水道法】	8/10 ~9/10	1/2(予算) 【水道法】	8/10
工業用水道施設の補助特例	3	45/100(予算) (激甚指定かつ震度6以上の場合8/10) 【工業用水道事業法】		45/100(予算) 【工業用水道事業法】	8/10
改良住宅等の補助特例	3	1/2(予算) 【住宅地区改良法】		1/2(予算) 【住宅地区改良法】	8/10
交通安全施設等の補助特例	3	1/2(法律) 【警察法、交通安全施設等整備事業推進法】		1/2(法律) 【警察法、交通安全施設等整備事業推進法】	8/10
都市施設の補助特例	3	1/2(予算)【都市計画法】		1/2(予算)【都市計画法】	8/10
廃棄物処理施設の補助特例	3	1/2(予算) 【廃掃法】		1/2(予算) 【廃掃法】	8/10
集落排水施設の補助特例	3	1/2予算補助(予算) (激甚指定かつ標準割合10%を超えると8/10) ※施設を定義する法律はない		1/2予算補助(予算) ※施設を定義する法律はない	—

### (2) 社会福祉施設等関係 [5項目(阪神・淡路4項目)]

東日本大震災財特法				(参考)阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
老人福祉施設等の補助特例	48	1/2(予算)【老人福祉法】	2/3	1/2(予算)【老人福祉法】※	2/3※
地域包括支援センター・介護老人保健施設の補助特例	48	地域包括支援センター 1/2(予算)【介護保険法】 介護老人保健施設 1/3(予算)【介護保険法】	2/3 1/2	— 1/3(予算)【老人保健法】	—
障害者支援施設等の補助特例	48	1/2(予算)【障害者自立支援法】	2/3	1/2(予算)【知的障害者福祉法等】	2/3
社会事業授産施設の補助特例	48	1/2(予算)【社会福祉法】	2/3	同左	同左
身体障害者社会参加支援施設の補助特例	48	1/2(予算)【身体障害者福祉法】	2/3	同左	同左

※認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護については、阪神淡路財特法施行後に新たに位置づけられた施設類型。

### (3) 公共施設 [8項目(阪神・淡路6項目)]

東日本大震災財特法				(参考)阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
警察施設	4	1/2(法律)【警察法】	2/3	同左	同左
市町村の仮庁舎等	6	—	2/3	—	—
消防施設	7	1/3(法律)【消防施設強化促進法】 1/2(政令)【緊急消防援助隊に関する政令】	2/3	同左	同左
保健所	44	1/2(予算)【地域保健法】	2/3	—	—
火葬場	45	1/2(予算)【墓埋法】	2/3	同左	同左
公的医療機関	46	精神科以外 1/2(予算) 精神科 1/2(法律) 【医療法・精神保健福祉法】	2/3	精神科以外 1/2(予算) 精神科 1/2(法律) 【医療法・精神保健福祉法】	2/3 (公立病院に限る。)
と畜場	47	1/2(予算)【と畜場法】	2/3	同左	同左
中央卸売市場	106	4/10(法律)【卸売市場法】	2/3	同左	同左

### (4) 民間施設 [1項目(阪神・淡路2項目)]

東日本大震災財特法				(参考)阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
民間医療機関(救急医療等、精神科病院)	46	救急医療等 1/2(予算) 精神科 1/2以内(法律) 【医療法・精神保健福祉法】	1/2	救急医療 — 精神科 1/2以内(法律) 【医療法・精神保健福祉法】	1/2 (救急医療は病院に、精神科は指定病院に限る)
商店街振興組合等の共同施設	-	—	—	—	1/2

### (5) その他インフラ [4項目(阪神・淡路2項目)]

東日本大震災財特法				(参考)阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
神戸港埠頭公社の管理する外貿埠頭、フェリー埠頭の岸壁	-	—	-	—	8/10
宮城県フェリー埠頭公社の管理する岸壁等	135	建設、改良に係る無利子貸付(災害復旧を含まず) 【港湾法】	無利子貸付	建設、改良に係る無利子貸付(災害復旧を含まず) 【港湾法】	神戸港埠頭公社に対する補助及び無利子貸付
仙台空港の滑走路等	136	80/100【空港法】	85/100	—	—
仙台空港旅客ターミナルビル	137	—	県に対する無利子貸付	—	—
災害廃棄物処理(ガレキ処理)	139	1/2【廃掃法】	1/2~8/10 ~9/10	1/2【廃掃法】	—

## 東日本大震災財特法と阪神・淡路財特法 措置比較表 (②地方債及び金融支援)

### 2. 被災者等に対する特別の助成措置 [116項目(阪神・淡路59項目)]

#### (1) 地方債の特例等 [3項目(阪神・淡路1項目)]

東日本大震災財特法				(参考)阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
歳入欠かん債及び災害対策債の発行可能な年度の特例	8	災害の発生した日の属する年度に限り、歳入欠かん債及び災害対策債を発行可能【災害対策基本法】	23年度以降も発行可能(期限は政令で定める)(国が財政融資資金で引受け)	災害の発生した日の属する年度に限り、歳入欠かん債及び災害対策債を発行可能【災害対策基本法】	6年度及び7年度に発行可能(1年延長)
地方債の特例	9	—	地方税法改正法等の施行による地方税等の減収額を埋めるための地方債の発行を可能とした上で基準財政収入額の算定方法の特例を設ける。(国が財政融資資金で引受け)	—	—
基準財政収入額の算定方法の特例	10	—	—	—	—

#### (2) 農林漁業者、中小企業者等への金融支援 [27項目(阪神・淡路4項目)]

東日本大震災財特法				(参考)阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計への特例繰入れ	34	—	一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計への特例繰入れ	—	—
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の積立金の特例	35	—	積立金の年度途中での取崩しを可能とする	—	—
日本政策投資銀行の危機対応業務に備えた財務基盤強化	36	政府からの出資、交付国債の交付等は平成24年3月末まで(以降は不可) 【政投銀法】	政府からの出資期間の延長(3年間) 交付国債の交付・償還・返還期間の延長(3年間)	—	—
災害援護資金の償還期間の延長等	103	償還期間 10年以内 貸付利率 3% 【災害弔慰金の支給等に関する法律】	償還期間 13年以内 貸付利率 無利子(保証人を立てない場合は1.5%)	—	—
中小漁業融資保証保険の填補率引上げ	109	保証保険・融資保険の填補率 7/10 【中小漁業融資保証法】	保証保険・融資保険の填補率 9/10	—	—
農業改良資金の償還期間等の延長	110	償還期間 10年以内 据置期間 3年以内 【農業改良資金金融通法】	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	—	—
農業近代化資金の償還期間等の延長	111	償還期間 20年以内 据置期間 7年以内 【農業近代化資金金融通法】	償還期間 23年以内 据置期間 10年以内	—	—
農業信用保証保険の填補率引上げ	112	保証保険・融資保険の填補率 7/10 【農業信用保証保険法】	保証保険・融資保険の填補率 9/10	—	—
漁業近代化資金の償還期間等の延長	113	償還期間 20年以内 据置期間 3年以内 【漁業近代化資金金融通法】	償還期間 23年以内 据置期間 6年以内	—	—
林業・木材産業改善資金の償還期間等の延長	114	償還期間 10年以内 据置期間 3年以内 【林業・木材産業改善資金助成法】	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	—	—
沿岸漁業改善資金の償還期間等の延長	115	償還期間 10年以内 据置期間 3年以内 【沿岸漁業改善資金助成法】	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	—	—
林業経営基盤強化法に関する資金の償還期間等の延長	116	償還期間 55年以内 据置期間 35年以内 【林業経営基盤強化等促進資金金融通等暫定措置法】	償還期間 58年以内 据置期間 38年以内	—	—
担い手育成農地集積資金の償還期間等の延長	117	償還期間 25年以内 据置期間 10年以内 【農業経営基盤強化促進法】	償還期間 28年以内 据置期間 13年以内	—	—
就農支援資金の償還期間等の延長	118	償還期間 12年以内 据置期間 5年以内 【青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法】	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	—	—
林業労働力確保促進法に関する資金の償還期間の延長	119	償還期間 15年以内 【林業労働力確保促進法】	償還期間 18年以内	—	—
持続性の高い農業生産方式導入促進法による資金の償還期間の延長	120	償還期間 12年以内 据置期間 3年以内 【持続性の高い農業生産方式導入促進法】	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	—	—
日本政策金融公庫による農林漁業者等に対する貸付の償還期間等の延長	121	償還期間 15-35年 据置期間 3-30年 【日本政策金融公庫法】	償還期間・据置期間を各々3年間延長	—	—
中小企業者と農林漁業者との連携促進法による資金の償還期間等の延長	122	償還期間 12年以内 据置期間 5年以内 【中小企業者と農林漁業者との連携促進法】	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	—	—
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用促進法による資金の償還期間等の延長	123	償還期間 12年以内 据置期間 3年以内 【農林漁業有機物資源のバイオ燃料原材料としての利用促進法】	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	—	—
米穀の新用途への利用促進法による資金の償還期間等の延長	124	償還期間 12年以内 据置期間 3年以内 【米穀の新用途への利用促進法】	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	—	—
公共建築物等における木材の利用促進法による資金の償還期間の延長	125	償還期間 12年以内 【公共建築物等における木材の利用促進法】	償還期間 15年以内	—	—
地域資源活用による新事業創出及び地域の農林水産物の利用促進法による資金の償還期間等の延長	126	償還期間 12年以内 据置期間 5年以内 【地域資源活用による新事業創出及び地域農林水産物利用促進法】	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	—	—
中小企業信用保険法の特例	128	保険金額限度 普通:2億円 無担保:8千万 小口:1250万 填補率 普通:7割 無担保:8割 小口:8割 【中小企業信用保険法】	保険金額限度 普通:2億円 無担保:8千万 小口:1250万(一般保証とは別枠) 填補率 普通、無担保、小口とも9割	保険金額限度 無担保:2千万 小口:5百万 填補率 無担保、小口とも8割 【中小企業信用保険法】	保険金額限度 無担保:1千万 小口:1千万(一般保証とは別枠) 填補率 無担保、小口とも9割
小企業設備導入資金助成法による資金の償還期間延長	129	償還期間 7年以内 【小企業設備資金助成法】	償還期間 9年以内	償還期間 5年以内 【中小企業近代化資金助成法】	償還期間 7年以内
中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等	130~132	—	工場、事業場、周辺施設の整備、貸与	—	—
商工中金による中小企業者に対する貸付の特例	-	—	—	—	当初3年は年利3% 5年を限度に国の利子補給
商工中金の危機対応業務に備えた政府出資の期限延長	133	商工中金の危機対応業務への政府出資の期限:23年度末まで 【商工中金法】	商工中金の危機対応業務への政府出資の期限:26年度末まで	—	—
住宅金融支援機構による融資(宅地被害)	138	災害復興住宅融資 災害により滅失・損傷した住宅の復旧に必要な資金を融資 【住宅金融支援機構法】	宅地のみの被害を対象とする融資の追加	災害復興住宅貸付 据置期間3年 受付期間2年 【住宅金融公庫法】	災害復興住宅貸付 阪神淡路を対象に追加 据置期間5年 受付期間を一定の場合 延長 災害復興宅地貸付 制度の創設

## 東日本大震災財特法と阪神・淡路財特法 措置比較表 (③社会保険関係)

### (3)社会保険関係 [86項目(阪神・淡路54項目)]

項目	条	東日本大震災財特法		(参考)阪神・淡路財特法	
		現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
恩給法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	11	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
一般職の職員の給与に関する法律の適用の特例	12	行方不明職員に対する給与の精算は1年後	退職手当が支給される場合、3月間不明で死亡と推定	—	—
国家公務員災害補償法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	13	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
国家公務員退職手当法の適用の特例	14	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
地共済法の退職共済年金の決定の特例	15	年金の受給権は受給者本人からの請求が必要	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	—	—
地共済法の療養の給付に係る一部負担金の支払いの免除の特例	—	一定の場合は支払いの免除が可能	—	—	一部負担金の支払い免除
地共済法の入院時食事療養費の額の特例	16	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
地共済法の入院時生活療養費の額の特例	17	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	—	—
地共済法の保険外併用療養費の額の特例	18	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
地共済法の療養費の額の特例	19	療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
地共済法の訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は訪問看護療養費を全額支給	—	—	一部控除した額を支給
地共済法の家族療養費の額の特例	20	家族療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
地共済法の家族訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は家族訪問看護療養費を全額支給	—	—	一部控除した額を支給
地共済法の死亡に係る給付の特例	21	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
地共済法の長期給付等に関する施行法の死亡に係る給付の特例	22	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
地方公務員災害補償法の死亡に係る給付の特例	23	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の死亡に係る給付の特例	25	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
国共済法の退職共済年金の決定の特例	26	年金の受給権は受給者本人からの請求が必要	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	—	—
国共済法の療養の給付に係る一部負担金の支払いの免除の特例	—	一定の場合は支払いの免除が可能	—	—	一部負担金の支払い免除
国共済法の入院時食事療養費の額の特例	27	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
国共済法の入院時生活療養費の額の特例	28	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	—	—
国共済法の保険外併用療養費の額の特例	29	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
国共済法の療養費の額の特例	30	療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
国共済法の訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は訪問看護療養費を全額支給	—	—	一部控除した額を支給
国共済法の家族療養費の額の特例	31	家族療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
国共済法の家族訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は家族訪問看護療養費を全額支給	—	—	一部控除した額を支給
国共済法の死亡に係る給付の特例	32	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
国共済法の長期給付に関する施行法の死亡に係る給付の特例	33	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
私学共済法の標準給与の改定の特例	38	標準給与は、給与の高低が生じた月から3か月後の月から改定	給与に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	同左	同左
国共済法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の準用	39	年金の受給権は受給者本人からの請求が必要	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	—	—
国共済法の入院時食事療養費の額の特例等に関する規定の準用	40	入院時食事療養費等について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
国共済法の死亡に係る給付の特例に関する規定の準用	41	行方不明者の遺族に対する死亡を給付事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
私学共済法の掛金の免除の特例	42	—	災害地域における私立学校において、教職員に対する給与の支払いに著しい支障が生じている場合、私学共済の掛金(介護保険の第二号保険料を含む)の免除ができることとする。	同左	同左
健康保険の標準報酬月額の改定の特例等	49	標準報酬月額は、報酬に著しく高低が生じた月から3か月後の月から改定	報酬に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	同左	同左
健康保険の一部負担金の支払いの免除	—	一定の場合は支払いの免除が可能	—	—	一部負担金の支払い免除
健康保険の入院時食事療養費の額の特例	50	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
健康保険の入院時生活療養費の額の特例	51	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	—	—
健康保険の保険外併用療養費の額の特例	52	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
健康保険の療養費の額の特例	53	療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
健康保険の訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は訪問看護療養費を全額支給	—	—	一部控除した額を支給
健康保険の家族療養費の額の特例	54	家族療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
健康保険の家族訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は家族訪問看護療養費を全額支給	—	—	一部控除した額を支給
健康保険の日雇特例被保険者に係る特例	55	—	50条～54条の規定について、日雇特例被保険者に準用する。	同左	同左
健康保険の特別療養費の額の特例	56	特別療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左

東日本大震災財特法				(参考)阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
健康保険の保険料の免除の特例	57	—	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険の保険料(介護保険の第二号保険料を含む)の免除ができることとする。	同左	同左
健康保険における国庫補助の特例	58	—	全国健康保険協会の特例措置に伴う給付費の増加分に対して、予算の範囲内で国庫補助を行う。	—	—
船員保険の標準報酬月額の改定の特例等	59	標準報酬月額は、報酬に著しく高低が生じた月から1か月後の月から改定	報酬に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	同左	同左
船員保険法等の死亡に係る給付の特例	60	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
船員保険の一部負担金の支払いの免除	—	一定の場合は支払いの免除が可能	—	—	一部負担金の支払い免除
船員保険の入院時食事療養費の額の特例	61	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
船員保険の入院時生活療養費の額の特例	62	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	—	—
船員保険の保険外併用療養費の額の特例	63	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
船員保険の療養費の額の特例	64	療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
船員保険の訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養額を全額支給
船員保険の家族療養費の額の特例	65	家族療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
船員保険の家族訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は家族訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養額を全額支給
船員保険の保険料の免除の特例	66	—	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、船員保険の保険料(介護保険の第二号保険料を含む)の免除ができることとする。	同左	同左
船員保険の失業保険金支給の特例	—	雇用保険制度において一定の場合はなし失業による失業給付を支給	—	—	なし失業による失業保険金の支給
国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例	67	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
国民健康保険の入院時生活療養費の額の特例	68	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	—	—
国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例	69	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
国民健康保険の療養費の額の特例	70	療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
国民健康保険の特別療養費の額の特例	71	特別療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
国民健康保険における国の負担等の特例	72	—	市町村の特例措置に伴う給付費の増加分に対して、予算の範囲内で国庫補助を行う。	—	—
後期高齢者医療の入院時食事療養費の額の特例	73	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
後期高齢者医療の入院時生活療養費の額の特例	74	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	—	—
後期高齢者医療の保険外併用療養費の額の特例	75	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
後期高齢者医療の療養費の額の特例	76	療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	—	—
後期高齢者医療の特別療養費の額の特例	77	特別療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し、全額支給	同左	同左
後期高齢者医療における国の負担等の特例	78	—	後期高齢者医療広域連合の特例措置に伴う給付費の増加分に対して、予算の範囲内で国庫補助を行う。	—	—
老人保健の訪問看護療養費についての特例	—	後期高齢者医療において、一定の場合は訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養額を全額支給
労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	79	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例	80	行方不明者の遺族に対する退職金の支給は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
労働保険の保険料の免除の特例	81	—	災害地域における事業所において、労働者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている等の場合、労働保険料の免除ができることとする。	—	—
雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例	82	解雇等離職者の基本手当の給付日数を、原則60日延長する。	更に60日分の個別延長給付を支給する(最大120日)。	—	—
石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	83	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
石綿による健康被害の救済のため支給される給付等に充てる一般拠出金の免除の特例	84	—	災害地域における事業所において、労働者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている等の場合、一般拠出金の免除ができることとする。	—	—
障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担等の特例	85	都道府県等が支弁する障害児施設給付費の支給に要する費用について、国及び都道府県等がそれぞれ負担する。	都道府県等の災害減免の適用に伴う障害児施設給付費の支給に要する費用の増加分について国庫補助する。	—	—
指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助	86	指定知的障害児施設等における食費及び居住費について自己負担	都道府県等は指定知的障害児施設等における食費及び居住費を減免することとし、その費用の額に相当する額を国が補助する。	—	—
介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特例	87	市町村が支弁する介護給付費等の支給に要する費用について、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担する。	市町村の災害減免の適用に伴う介護給付費等の支給に要する費用の増加分について国庫補助する。	—	—
指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助	88	指定障害者支援施設等における食費及び居住費について自己負担	市町村は指定障害者支援施設等における食費及び居住費を減免することとし、その費用の額に相当する額を国が補助する。	—	—
介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の負担等の特例	89	介護給付及び予防給付に要する額については、国、都道府県、市町村、第1、2号被保険者がそれぞれ負担する。	市町村の特例措置に伴う給付費の増加分について国庫補助を行う。	—	—
介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助	90	介護保険施設等における食費及び居住費等に関する費用について自己負担。	介護保険施設等における食費及び居住費等の減免分について国庫補助を行う。	—	—
特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助	91	特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費について自己負担。	特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費の減免分について国庫補助を行う。	—	—
特定介護老人福祉施設等における食費及び居住費に関する補助	92	特定介護老人福祉施設等における食費及び居住費について自己負担。	特定介護老人福祉施設等における食費及び居住費の減免分について国庫補助を行う。	—	—
戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡に係る遺族年金等の支給に関する規定の特例	93	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、遺族年金等の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
厚生年金保険の標準報酬月額の改定の特例	94	標準報酬月額は、報酬の高低が生じた月から3か月後の月から改定	報酬の著しい高低があった月から標準給与を改定できることとする。	同左	同左

東日本大震災財特法				(参考)阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
厚生年金保険の保険料の免除の特例	95	各被保険者の標準報酬月額の16.058%を保険料として規定し、その納付義務を事業主に課している。	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができることとする。	同左	同左
老齢厚生年金の裁定の特例	96	老齢厚生年金の支給については、受給者本人からの請求に基づいて厚生労働大臣が裁定する。	特別支給の老齢厚生年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	—	—
厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	97	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
老齢基礎年金の裁定の特例	98	老齢基礎年金の支給については、受給者本人からの請求に基づいて厚生労働大臣が裁定する。	特別支給の老齢厚生年金受給者等について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	—	—
国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	99	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例	100	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
確定拠出年金法の死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例	101	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
子ども手当の拠出金の免除の特例	102	事業所等は平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に基づく拠出金の納付義務がある。	厚生年金保険料等が免除された場合、拠出金の納付義務を免除する。	同左	同左
農林漁業団体共済組合の標準給与の改定の特例	—	—	—	標準給与の改定は4か月後になる	標準給与を当月から改訂できる
農林漁業団体共済組合の掛金免除の特例	—	—	—	—	被災団体の掛金免除
農林漁業団体共済の死亡に係る給付の特例	107	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
農業者年金の保険料の免除等の特例等	108	農業年金の被保険者は毎月保険料を納付しなければならない。	被保険者からの申し出に応じて、保険料を免除する。行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡一時金の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	同左	同左
農業者年金の経営委譲年金の額の特例	—	—	—	—	保険料のみなし納付
雇用保険法による雇用安定事業等の特例	—	—	—	—	内定者についても雇用安定事業を適用可能
公害健康被害の補償等に関する法律の死亡に係る給付の特例	140	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例	141	行方不明職員に対する給与の精算は1年後	退職手当が支給される場合、3月間不明で死亡と推定	—	—
自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例	142	食事療養標準負担額等を自己負担	食事療養標準負担額等の免除	—	—